

短期入所生活介護利用料金表(令和2年4月1日以降)

介護度		個室(日額)				多床室(日額)				月間目安利用限度日数
		1段階	2段階	3段階	4段階	1段階	2段階	3段階	4段階	
要支援1	【1】介護利用料	438	438	438	438	438	438	438	438	10日
	【2】居住費	320	420	820	1,171	0	370	370	855	
	【3】食費	300	390	650	1,392	300	390	650	1,392	
	合計	1,058	1,248	1,908	3,001	738	1,198	1,458	2,685	
要支援2	【1】介護利用料	545	545	545	545	545	545	545	545	18日
	【2】居住費	320	420	820	1,171	0	370	370	855	
	【3】食費	300	390	650	1,392	300	390	650	1,392	
	合計	1,165	1,355	2,015	3,108	845	1,305	1,565	2,792	
要介護1	【1】介護利用料	586	586	586	586	586	586	586	586	27日
	【2】居住費	320	420	820	1,171	0	370	370	855	
	【3】食費	300	390	650	1,392	300	390	650	1,392	
	合計	1,206	1,396	2,056	3,149	886	1,346	1,606	2,833	
要介護2	【1】介護利用料	654	654	654	654	654	654	654	654	28日
	【2】居住費	320	420	820	1,171	0	370	370	855	
	【3】食費	300	390	650	1,392	300	390	650	1,392	
	合計	1,274	1,464	2,124	3,217	954	1,414	1,674	2,901	
要介護3	【1】介護利用料	724	724	724	724	724	724	724	724	30日
	【2】居住費	320	420	820	1,171	0	370	370	855	
	【3】食費	300	390	650	1,392	300	390	650	1,392	
	合計	1,344	1,534	2,194	3,287	1,024	1,484	1,744	2,971	
要介護4	【1】介護利用料	792	792	792	792	792	792	792	792	30日
	【2】居住費	320	420	820	1,171	0	370	370	855	
	【3】食費	300	390	650	1,392	300	390	650	1,392	
	合計	1,412	1,602	2,262	3,355	1,092	1,552	1,812	3,039	
要介護5	【1】介護利用料	859	859	859	859	859	859	859	859	30日
	【2】居住費	320	420	820	1,171	0	370	370	855	
	【3】食費	300	390	650	1,392	300	390	650	1,392	
	合計	1,479	1,669	2,329	3,422	1,159	1,619	1,879	3,106	

【4】各加算(日額)

- ・夜間職員配置加算(Ⅰ)…………… 13円/日
- ・看護体制加算(Ⅰ)…………… 4円/日
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ… 18円/日

【5】療養食加算 …………… 8円/回 (配置医師の指示による療養食を提供した場合のみ算定。)

- ・送迎加算(片道)…………… 184円/回
- ・機能訓練指導員加算…………… 12円/日
- ・個別機能訓練加算…………… 56円/日
- ・緊急短期入所受入加算…………… 90円/日 (居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急利用した場合のみ算定)

※【4】の夜間職員配置加算(Ⅰ)及び看護体制加算(Ⅰ)は要支援1・2の方は加算が付きません。

※その他該当する場合のみ【5】各加算を合計に足した金額が1ヶ月あたりの総単位数となります。

【6】介護職員処遇改善加算(Ⅰ)…1ヵ月の総単位数に8.3%の加算率を乗じた単位数で算定します。

・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)…1ヵ月の総単位数に2.7%の加算率を乗じた単位数で算定します。

※ 介護保険負担限度額 (1～3段階は、非課税世帯が原則)

- 1段階…生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者 ●2段階…年金収入80万円以下
- 3段階…年金収入80万円以上 ●4段階…課税世帯

※ 上記の額は概算となります。介護保険の端数処理の関係で、実際の料金と若干の誤差が生じることがありますのでご了承下さい。また介護保険法改正時に上記の額が変更する場合があります。

※ 要介護度に応じて区分限度支給額が異なり、限度額を超えた分は自己負担となり、実費負担となります。

※ 介護保険負担割合に応じ介護利用料は変わります。